……頁

第VIII欄(i)～(v)の続き　申立て

第Ⅷ欄(i)～(v)の紙面が不足する場合（同欄(iv)において3人以上の発明者を記載する場合を含む）、「第Ⅷ欄…((i)～(v)の番号を記載)の続き」とした上、当該申立てと同様に必要事項を記載する。2以上の申立てにおいて紙面不足がある場合、それぞれに別々の欄を使用する。この追記欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。